



平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 島 精 機 製 作 所  
代 表 者 名 代表取締役社長 島 正 博  
(コード番号 6222 東証 1 部)  
(問合せ先) 取締役総務人事部長 藤 田 紀  
(TEL.073-471-0511)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 30 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 53 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として定款第29条を新設するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上

【別 紙】

<定款変更の内容>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>          <p>第29条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>          <p>第30条～第42条 (現行どおり)</p>

以 上